

隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品制度要項

第1章 総則

（制定趣旨）

第1条 本要項は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品制度（以下「本制度」という。）の実施にあたり必要な事項を定めたものである。

（制度の目的）

第2条 本制度は、一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構（以下、「推進機構」という。）が、「隠岐らしさ」を明確に表現した商品を「隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品」（以下、「認定商品」という。）として認定し、住民および観光客に発信することで地域資源の認知度を高め、持続可能な地域振興を図ることを目的とする。

（「隠岐らしさ」の明確な表現）

第3条

- 1 本制度において「隠岐らしさ」の明確な表現とは、申請商品と関連づけて、隠岐の自然、文化又は地域社会の価値を購入者に分かりやすく伝えることをいう。
- 2 前項の表現は、商品パッケージ又は申請者が管理する広告媒体（パンフレット、ウェブサイト、SNS等）により確認できるものとする。
- 3 隠岐らしさの表現にかかる詳細は、別に定める「隠岐らしさの表現ガイドライン」による。

（地質資源の取扱いに関する禁止事項）

第4条 ユネスコ世界ジオパークのガイドラインに基づき、地質遺産に該当する岩石、鉱物又は化石等を販売目的で採取し、又は加工した商品は、本制度の対象外とする。

第2章 申請

（申請者）

第5条 申請者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- 1 隠岐郡内に本社又は工場を有する企業、団体又は個人事業主であること。所在地を証明する書類（登記事項証明書、営業許可証、確定申告書控え等）を提出できること。
- 2 商品の原材料に、隠岐の区域内で生産又は採取された天然由来の材料（農林水産物や植物由来素材等を含み、鉱物を除く。以下、「隠岐産原材料」という。）が、商品価値に結びつくものとして一つ以上使用されていること。
- 3 隠岐郡内で製造を行っていること、又は隠岐郡内において対面販売を行っていること。

(認定申請)

第6条

- 1 申請者は、推進機構が定める認定申請書（様式第1号）を、電子メール又は郵送により提出するものとする。
- 2 申請者は、「隠岐らしさ」を明確に表現した商品であることが確認できるためのものとして、商品パッケージの写真を提出するものとする。なお、申請者が管理する広告媒体における告知資料（例：店舗パンフレット、販売者情報、ウェブページのスクリーンショット）を合わせて提出することを認める。

第3章 認定

(審査会)

第7条

- 1 本制度の認定審査を公正かつ適正に行うため、外部有識者等による審査会を設置する。
- 2 審査会は、次条に定める認定基準に基づいて申請商品の評価および採点を行い、その結果を推進機構に提言する。
- 3 審査会は3名以上の委員で構成する。
- 4 審査会に関するその他詳細事項は、別に定める「審査会要領」による。

(認定基準)

第8条

申請商品の認定は、次の各号の基準に基づき審査する。

1 隠岐産原材料の活用状況

隠岐産原材料が、名目的な使用のみにとどまらず、商品の特徴や価値を高める要素として活かされていること。

2 「隠岐らしさ」の表現の独自性・正確性

「隠岐らしさ」の表現が、商品そのものの特徴や内容と関連づけて分かりやすく示されており、独自の工夫や正確な説明があること。

3 デザインのわかりやすさと魅力

商品パッケージや関連する広告媒体のデザインが、商品の価値や隠岐らしさを分かりやすく伝えるとともに、消費者にとって魅力的であること。

4 事業の継続性

安定した製造や販売の見通しがあり、販路や体制が整っていること。

(認定及び認定証の交付等)

第9条

- 1 推進機構は、第7条第2項の提言に基づき、認定の可否を決定する。
- 2 推進機構は、認定商品の認定を受けた者（以下、「認定者」という。）に対して、認定証を交付する。

(認定マーク)

第10条

- 1 認定者は、認定商品について認定商品であることを明示するマーク（以下、「認定マーク」という。）を使用するものとする。
- 2 認定マークは、認定商品に限って使用することとし、他の商品に誤認を与えるような使用をしてはならない。
- 3 認定マークは、原則として推進機構が配布する認定マークシールを用いることとする。なお、事前に推進機構の承認を得れば、認定者が認定商品のパッケージ等に認定マークを印刷することも可能とする。
- 4 認定マークシールは、1万枚を年間の上限として配布する。なお、認定者が年間配布枚数の上限を超えて認定マークを使用したい場合には、事前に推進機構の承認を得れば、認定マーク入りのシールを認定者が制作することも可能とする。
- 5 認定マークシールの使用にあたっては、商品パッケージの表面に1枚貼付することとする。なお、その他の貼付方法についても事前に推進機構の承認を得れば可能とする。
- 6 配布を受けた認定マークシールは、認定者が責任をもって管理しなければならない。

(認定期間及び更新)

第11条

- 1 認定期間は、認定のあった年度の年度末までとする。ただし、認定商品を継続して販売する場合は、さらに1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。
- 2 推進機構は、更新時又は認定期間中において、認定商品に関する資料提出を認定者に求めることができる。

(実績報告)

第12条

- 1 認定者は、認定商品にかかる年度ごとの販売実績について、実績報告書（様式第2号）により5月末日までに推進機構に報告しなければならない。
- 2 認定者は、前項の報告が期限日までに行いにくい状況がある場合には、事前に推進機構に連絡し、推進機構の指示に従うものとする。

(変更届および再審査)

第13条

1 認定者は、認定商品について次の各号の変更等が生じた場合は、変更後30日以内に變更届（様式第3号）を提出しなければならない。

- (1) 隠岐産原材料の種類変更
- (2) 商品バリエーションの追加
- (3) パッケージ又はデザインの変更
- (4) 製造者又は販売者に関する情報の変更
- (5) 認定者の変更（事業承継、事業譲渡等）

2 推進機構は、前項による変更届をもとに、第5条及び第8条を満たしているかについて審査を行い、変更を認めるかどうかを決定する。

(認定の取消し)

第14条

1 次の各号のいずれかに該当するときは、推進機構は認定を取消すものとする。

- (1) 商品が第5条及び第8条を満たさなくなったとき
- (2) 法令違反が判明したとき
- (3) 品質又は表示に重大な問題があるとき
- (4) 商品提供の継続が困難と推進機構が判断したとき
- (5) 認定マークの不正使用が判明したとき

2 認定の取消があった場合には、認定者は直ちに認定証を返却し、認定マークの使用を中止しなければならない。

3 認定者は、認定の取消について異議がある場合には、取消決定の通知を受けた日から30日以内に書面により異議申立てを行うことができる。異議申立てがあった場合、推進機構は改めて審査を行う。

第4章 認定者の責務等

(認定者の責務)

第15条

1 認定者は、認定商品の品質・安全性を維持し、関連法令を遵守して販売を行う責任を負う。

2 重大な品質事故又は重大な苦情が発生した場合、すみやかに推進機構に報告しなければならない。

（事故責任）

第 16 条

- 1 前条に規定する事故等により損害が発生した場合、その責任はすべて認定者が負うものとする。
- 2 推進機構は、認定商品の品質又は事故に関する損害賠償について、法令に別段の定めがある場合を除き、一切責任を負わない。

第 5 章 その他

（情報提供・公表）

第 17 条 推進機構は、第 2 条の目的を達成するため認定商品、認定者情報等を、公式ウェブサイト等で公表する。なお、認定者情報の公開にあたっては、公開の必要性、情報の性質及び範囲を考慮し、必要な場合には当該認定者の同意を得るものとする。

（施行期日） 本要項は令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置） 本要項施行前に認定された商品については、その認定期間満了までは旧要項を適用する。ただし、認定者の申請により本要項に基づく更新を行うことができる。

別紙（見出し）

- 様式第 1 号 認定申請書
- 様式第 2 号 実績報告書
- 様式第 3 号 認定商品変更届
- 隠岐らしさの表現ガイドライン